

風の 菊

第11号

社会福祉法人 水仙福祉会

〒533-0004 大阪市東淀川区小松1丁目13-20

☎06-6328-4019 Fax06-6325-9710

題字 岡村 重夫



家族と一緒に休日を楽しむー風の子そだち園運動会にてー

この度、利用者本位の制度改定が検討されています。この制度改定は、利用者の立場に立った制度を目指すものであります。これまでの制度では、利用者の権利が保障されづらくなっていた点を改善するためです。

この度の改定では、利用者の立場に立った制度を目指すとともに、利用者の権利をより確実に保障するため、これまでの制度の問題点を改めて検討されています。具体的には、利用者の権利を明確化し、権利の行使方法を簡便化するなど、利用者の立場に立った制度を目指すものです。

この度の改定では、利用者の立場に立った制度を目指すとともに、利用者の権利をより確実に保障するため、これまでの制度の問題点を改めて検討されています。具体的には、利用者の権利を明確化し、権利の行使方法を簡便化するなど、利用者の立場に立った制度を目指すものです。

一九九九年は、介護保険制度直前の年であり、社会福祉基盤構造改革が法的・制度的に具体的な形となって提案・実施されます。そこでは「利用者本位の制度への転換」が基本となり、権利擁護・サービスの質の確保・情報開示等の仕組みが必須とされると共に、効果的かつ適切な運用が謳われています。今回は、利用者保護の仕組みについて報告します。

成年後見制度を 知っていますか？

新聞などで報道されていますが、平成十二年度から成年後見制度が導入される見込み

これは、痴呆性高齢者や知的障害者などを保護する制度で、民法の後見人などの制度が実際に利用しにくいものであることから、ノーマライゼーションの理念を

ふまえた柔軟で利用しやすい制度に改めよう検討されてきました。

公正なサービスを 目指して

この制度によるところ、後見人は本人に代わって財産などの管理をするだけでなく、社会に対して発言する本人の代弁者としての役割が期待されます。また、成年後見制度を補うものとして、厚生省で「地域福祉権利擁護制度」が検討されています。これは法的

に様々な制約を受ける後見人とは異なり、利用者のニーズに応じて福祉サービスの利用等（例えば申し込みの手続き等の同行や代行など）を援助します。これらの援助は生活支援員が行ないます。

です。

に様々な制約を受ける後見人とは異なり、利用者のニーズに応じて福祉サービスの利用等（例えば申し込みの手続き等の同行や代行など）を援助します。これらの援助は生活支援員が行ないます。

福祉先進国 スウェーデンに学ぶ

近「施設オンブズマン」というような形で全国でちらほらと見られるようになってきました。まだまだ市民活動レベルでの取り組みですが、今後の発展が期待されます。

今、注目される制度改革

利用者本位の福祉制度へ

この度の改定では、利用者の立場に立った制度を目指すとともに、利用者の権利をより確実に保障するため、これまでの制度の問題点を改めて検討されています。具体的には、利用者の権利を明確化し、権利の行使方法を簡便化するなど、利用者の立場に立った制度を目指すものです。

この度の改定では、利用者の立場に立った制度を目指すとともに、利用者の権利をより確実に保障するため、これまでの制度の問題点を改めて検討されています。具体的には、利用者の権利を明確化し、権利の行使方法を簡便化するなど、利用者の立場に立った制度を目指すものです。